

春日井市外国人学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、外国人学校の運営の円滑化及び施設の充実を図るため、予算の範囲内で、市内の外国人学校の設置者（以下「設置者」という。）が教育を行うために要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、設置者が教育を行うために要する経常的経費で、消耗品費、光熱水費、旅費交通費、修繕費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、機器備品・図書を整備費及びその他の経費のうち市長が認めるもの（人件費を除く。）に対して行う。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、17,500円に毎年度5月1日現在において外国人学校に在籍する児童生徒数を乗じて得た額に400,000円を加えた額を上限とする。

(交付申請の期限)

第4条 規則第3条の規定により、交付申請書を提出する期限は、補助を受けようとする年度の5月31日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、児童生徒数を確認できる書類とする。

(補助条件)

第6条 規則第4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定

通知を受けた日から 10 日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的な使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の 20 パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(補助金の交付方法)

第 9 条 補助金は、規則第 4 条第 1 項の規定による交付決定をした後、設置者の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第 10 条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第 10 条 規則第 9 条の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(書類の提出部数)

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。